

水俣病患者

医療費補助は補償解決まで

厚生省が見解示す

あくまでさかのぼつて請求も立て替え

本件補償問題は厚生省の水俣病補償処理委一任と民事訴訟の二方式で進められているが、これに関連して厚生省は廿二日「從業四〇二部負担していた麻薬の医療費補助も補償解決の時点でおど扱うか、考慮すべきだ」との見解を明らかにした。

賠償額算定にも影響か

同見解によると患者の医療費は三十三年いらに国・県・市・東の三者で年間それぞれ百万円を負担してきたが、これはあくまで原因がはつきりしない状態のものである。そこで補償が解決し、原因(加害者がはつ)がはつきりする以上、医療費補助を続ける必要がなくなるといふもの。

これは十月スタートする医療二法に觸れて、「水俣病の医療補助は相手方がきまつた段階まで」との基本的な考え方を示すことに、「補償解決後の医療費は患者負担」つまり補償には医療費を含むことを示唆したものであるが、厚生省はこの見解の中で「医療補助はいわば立て替えたからさかのぼつて請求することもあらう」としており、こんごの補償金算定、ときに財務派の請求額に大きく影響するものとして注目される。

濱辺栄蔵訴訟派代表の話 厚生省の見解により損害賠償額は引き上げなくてはならない。それに処理委一任派が解決した後の医療費負担問題が残るが、当然子ツソ会社が支払うべきで、審査を要求していく。

濱辺水俣市助役の話 五月上旬
したさい厚生省と天巣音との間で